

令和4年11月臨時会

環境農林水産常任委員会会議録

令和4年11月1日

場 所 第4委員会室

令和4年11月1日(火曜日)

午前10時25分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年宮崎県一般会計補正予算(第5号)

○その他報告事項

- ・令和4年台風第14号による森林・林業関係被害と対応について
- ・林地及び林道災害原因究明調査検討委員会の設置について
- ・「ひなたゼロカーボン^{ニ-ゼロゴ-ゼロ}2050推進月間」について
- ・JLPGAツアーチャンピオンシップリコーカップ建築物等への宮崎県産木材利用促進協定について
- ・令和4年台風第14号による農水産業関係被害と対応について
- ・漁業調査船みやざき丸の新船の竣工について
- ・第12回全国和牛能力共進会(鹿児島大会)の結果報告

出席委員(7人)

委員	長	武田浩一
副委員	長	坂本康郎
委員		蓬原正三
委員		濱砂守
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		満行潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 河野譲二

環境森林部次長(総括) 長倉佐知子

環境森林部次長(技術担当) 橋木秀利

環境森林課長 田代暢明

環境管理課長 三角敏明

循環社会推進課長 今村俊久

自然環境課長 池田孝行

森林経営課長 上野清文

森林管理推進室長 右田憲史郎

山村・木材振興課長 松井健太郎

みやざきスギ活用推進室長 二見茂

工事検査監 若杉太

農政水産部

農政水産部長 久保昌広

農政水産部次長(総括) 山下弘

農政水産部次長(農政担当) 菓子野利浩

農政水産部次長(水産担当) 鈴木信一

畜産新生推進局長 三浦博幸

農政企画課長 小林貴史

中山間農業振興室長 原田大志

農業流通ブランド課長 松田義信

農業普及技術課長 川上求

農業担い手対策課長 馬場勝

農産園芸課長 海野俊彦

農村計画課長 戸高久吉

畑かん営農推進室長 城ヶ崎浩一

農村整備課長 鳥浦茂

水産政策課長 大村英二

漁業管理課長 赤嶺そのみ

漁港漁場整備室長 否笠友紀

畜産振興課長 林田宏昭

家畜防疫対策課長	丸 本 信 之
工 事 検 査 監	日 高 誠
総合農業試験場長	東 洋一郎
県立農業大学校長	戸 高 朗
水 産 試 験 場 長	西 府 稔 也
畜 産 試 験 場 長	河 野 明 彦

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	藤 村 正
政 策 調 査 課 主 査	西 尾 明

○武田委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時27分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、環境森林部長の概要説明を求めます。

○河野環境森林部長 環境森林部でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

本日配付させていただきました環境農林水産常任委員会資料の表紙を御覧いただきたいと思います。

本日の説明事項は、予算議案が1件、その他報告事項が、本日追加させていただきました3

件を含めて4件であります。

まず、Ⅰの予算議案は、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

次に、Ⅱのその他報告事項としまして、令和4年台風第14号による森林・林業関係被害と対応についてなど4項目を御報告いたします。

それでは、3ページをお開きください。

令和4年度環境森林部歳出予算（課別）についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものであります。

今回の補正予算については、令和4年台風第14号による災害に対応するための経費をお願いするものであり、一般会計の補正のみで、補正額は令和4年度のB列の中ほどになりますが、自然環境課で20億662万8,000円の増額、山村・木材振興課で1,800万円の増額をお願いしております。

なお、自然環境課の補正予算は、林地被害について緊急治山事業や治山施設の災害復旧等を行うために増額をお願いするものでありますが、林道の被害につきましては、当初予算で対応することとしており、今回、補正はございません。

補正額の合計は、一般会計の小計欄の網かけ部分であります。B列にありますとおり、20億2,462万8,000円の増額となり、補正後の一般会計予算額は、その右側のC列であります。225億4,653万3,000円となります。

この結果、補正後の環境森林部全体の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額C列の一番下、合計欄にありますとおり、238億444万4,000円となります。

私からの説明は以上であります。

各事項の詳細につきましては、各担当課・室

長から説明を申し上げますので、よろしく御願
いいたします。

○武田委員長 次に、議案についての説明を求
めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終
了した後をお願いいたします。

○池田自然環境課長 自然環境課の補正予算に
ついて御説明いたします。

歳出予算説明資料の43ページを御覧ください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正
額欄にありますように、一般会計で20億662
万8,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目
にありますように、58億533万1,000円となりま
す。

45ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)緊急治山事業費で、17
億6,758万8,000円の増額であります。

これは、9月の台風第14号により被災した西
諸県郡高原町亀野地区ほか18か所について復旧
整備を行うものであります。

次に、中段の(事項)県単治山事業費で、8,050
万円の増額であります。

これは、説明欄にありますとおり、国庫補助
事業の対象とならない被災箇所について復旧整
備を行うもので、東臼杵郡美郷町北又江の原地
区の残土処理場の復旧等を行うものです。

最後に、下段の(事項)治山施設災害復旧費
で、1億5,854万円の増額であります。

これは、次の46ページにありますように、美
郷町北又江の原地区ほか4か所について、被災
した治山施設を復旧し、再度の災害防止を図る
ものです。

○松井山村・木材振興課長 山村・木材振興課
の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の47ページを御覧ください。

当課の補正予算につきましては、左から2列
目の補正額にありますとおり、一般会計で1,800
万円の増額補正をお願いしております。

この結果、当課の補正後の予算額は、右から
3列目にありますように、一般会計で43億4,551
万6,000円、特別会計を合わせまして52億4,838
万4,000円となります。

49ページを御覧ください。

上から5行目の(事項)しいたけ等特用林産
物振興対策事業費の説明欄1、新規事業、特用
林産施設等被害対策緊急支援事業の事業内容に
つきましては、別冊の常任委員会資料にて御説
明いたします。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

1の事業の目的・背景にありますように、台
風第14号により被災した特用林産施設等の再整
備に要する経費を緊急に支援することにより、
早期の生産再開を図るものです。

対象は、生産施設、加工・貯蔵施設装置、作
業道整備、ほだ場造成、生産資材などとなりま
す。

右の5ページの現状と課題を御覧ください。

県北地域を中心に特用林産施設等への被害が
発生している中、シイタケ等の特用林産物の生
産におきましては、小規模で零細な生産者が多
く、被災後の再整備費用の負担により生産意欲
が減退し、経営の継続が困難とならないよう支
援が必要と考えます。

そこで、事業内容及び効果にありますとおり、
本事業は林業者で組織する団体等に対し、被災
した特用林産施設等の再整備に要する経費を支
援する市町村への補助としております。

このことにより、特用林産物の生産量の回復
が図られ、生産者の生産意欲が向上し、経営の

継続が可能になると考えております。

2の事業概要ですが、(1) 予算額は1,800万円であります。

(2) 財源は全額国庫を活用しております。

(3) 事業期間は令和4年度の単年度であります。

なお、右側の5ページの右上には、この事業がSDGs(持続可能な開発目標)の「2 飢餓をゼロに」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくりを」という3つの目標に資するものと考えて記載しております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○蓬原委員 資料の4ページですが、これは県内全域を組織する団体ということですか。

○松井山村・木材振興課長 県内全域ではなく、各地域の林業者でございますとか、農業協同組合のシイタケ部会でございますとか、そういう個別の、地域固有の団体が組織されていればいいということでございます。

○蓬原委員 県内で組織されている団体ということで、県北とか、県央とか特定しているわけではないということですね。

○松井山村・木材振興課長 さようでございます。

○蓬原委員 今、JAの話が出ましたけれども、資料にある林業者の組織する団体等というのはどのような者か、分かりやすく具体的に示してください。

○松井山村・木材振興課長 JA等の部会のほか、そういった組織があらかじめない地域等もございますし、そういう組織に所属されてない方もおりますので、生産者が複数戸以上いる団体、具体的には大体5戸とかといった要件を国庫補助ではつけることが多いんですけども、

そういった団体に対して支援がなされるという仕組みを想定しております。

○蓬原委員 県が市町村に補助して、市町村はこれにまた独自の補助を上乗せするとか、そのあたりはどういう仕組みになっているんですか。

○松井山村・木材振興課長 県が国費を財源に2分の1を補助して、市町村が上乗せで補助することはできますけれども、その上乗せの割合については市町村により考え方が異なりますので、そこは市町村の考えに従うということになるかと思えます。

○蓬原委員 分かりました。

○山下委員 説明では、県北を中心に被害が発生しているということで、予算額は1,800万円ですが、被害農家は何か所ぐらいあるんですか。

○松井山村・木材振興課長 10月26日時点で判明しております特用林産の被害は、県内26市町村のうち12市町村73か所、被害額にして7,700万円となっております。

○山下委員 12市町村で73か所ということですね。今、蓬原委員からも話がありましたけれども、国の予算を活用して、県が2分の1を補助するということですが、例えば、1か所で100万円の被害があったときに、どれぐらいの受益者負担が出てくるんですか。

○松井山村・木材振興課長 それは市町村がどの程度上乗せされるかによりますけれども、最大で2分の1になるかと思えます。

○山下委員 少し分からないんですが、例えば100万円だったら、県が2分の1の50万円を出すわけでしょう。そして、市町村もそれに対して補助の上乗せが出てくるんでしょう。それで、100万円の被害を受けたときに平均どれぐらい受益者負担が出てくるのかということ、想定でもいいですから、教えてください。

○松井山村・木材振興課長 例えば100万円の被害が施設生産施設に生じまして、その2分の1を今回の事業で支援すると。さらにそこに、例えば10分の2の市町村の上乗せがあった場合は、受益者は10分の3の負担が生じるということになります。

○山下委員 受益者が30万円を負担するというところでよろしいですね。分かりました。

それで、シイタケの原木というのは、3年ぐらい使えるかと思うんですが、その被害の度合いが、種を打ち込んでまだ今からというときの被害と、収穫間近のものとは、全然収量の見通しが違うと思うんです。その辺も吟味というか、被害調査するときに評価されるんですか。

○松井山村・木材振興課長 どの程度使用した種駒かというのは、なかなか把握するのが難しいと思いますので、失われた資材だとか施設を原形に復旧するというのを想定しております。したがって、原木が何年目であるかというところまでの区別をつけることは想定しておりません。

○山下委員 分かりました。

○右松委員 自然環境課になりますが、台風災害のあった美郷町北又江の原については、後ほど報告事項で説明があるんでしょうか。

○池田自然環境課長 盛土の対策検討委員会で御報告いたします。

○右松委員 分かりました。

歳出予算説明資料の45ページについて、説明が少しありましたが、国庫補助の対象にならない小規模な災害復旧ということですが、国庫補助の対象になる、ならないの基準あたりをもう少し教えてもらっていいですか。

○池田自然環境課長 採択要件がございまして、例えば災害によって追加の被害を被る、例えば

病院や学校、市町村道、県道、高速道、それから林道も500ヘクタール以上の利用区域を持つところ、それから人家が10戸以上というような要件がございまして、それからもう一つ、事業費が600万円を超えないものは該当しないことになります。

このような要件を満たさないものについて、県の単独事業で復旧を図っていくということでございます。

○右松委員 歳出予算額が8,050万円ということですが、今回の補正に関しては、復旧に係る経費も含めて、この金額でいいということでしょうか。

○池田自然環境課長 現在のところは、この金額でカバーできると考えておりますが、今後、被害が拡大しましたら、都度検討していく必要があると思います。

○右松委員 分かりました。あとは報告を聞いてから伺います。

○山下委員 関連ですが、今は環境森林部の審査ですけれども、今回の台風第14号では、至るところで農政水産部関係の災害とか、土木関係の災害とかがかなりあったんです。1か所50万円という基準が災害査定にかけるのに出てくるもんですから、かかるか、かからないかという瀬戸際、この判断が非常に難しいだろうと思うんです。

もし、国の災害査定にかからず、県単でやろうとする場合は、受益者負担がかなり出てくるような気がするんです。その場合に、皆さん方が査定の基準というのに非常に苦慮されているだろうと思うんですが、例えば山地災害の中でも、1か所で20万円かかり、その近くで30万円ぐらいかかったときに、例えば複数の箇所が近くにあるときは、3か所、2か所を一緒に災害

関連として見れるんですか。1か所ごとの査定基準というのが決まっているのか、そのあたりを教えてください。

○池田自然環境課長 県単独事業に関しましては、金額的な要件というのは特に設けておりませんが、ある程度人家等に被害を及ぼすおそれがあるところで、緊急に復旧を図らないといけないところとなります。

ですので、市町村から要望が上がってきた箇所について、県単の事業を使っていくことになるかと思えます。

委員がおっしゃいましたような、1か所の概念というか、考え方につきましては、関連性の有無など、現地によってその都度判断していく必要があると思っております。当然、関連性があれば、1か所として見るべきでしょうし、そのあたりは現地の状況によって判断をしていくことになろうかと思えます。

○山下委員 今日の本会議の提案理由説明の中で、知事から激甚災害の指定を受けたという報告がありました。そのことで災害査定が広がったと思うんですが、やっぱり災害のあった地域の市町村は、災害査定にかかるかかからないかという瀬戸際、現場ではこれを一番心配するんです。

1か所の被災額が50万円、それから、どれぐらい距離が離れているか、農政関係だったら100メートルか200メートルぐらいだったら、離れていても土手の崩壊とかいろんなところをまとめて1か所の災害として見れますという話を以前聞いたんです。今回の林地災害の場合には、その辺の基準がどうなっているのか、もう少し明確に教えてください。

○池田自然環境課長 箇所の距離の要件というのは、特に定めてございません。ですので、先

ほど申しあげましたように、現地の状況に応じて、できるだけ採択要件に該当するように判断していきたいとは思っております。

先ほど御質問のあった受益者負担は、この事業では発生しません。

治山事業というのは箇所ごとになりますので、1か所として見るができるかどうかというのは、やはり現場の条件によって判断することになろうかと思えます。

○山下委員 分かりました。

○武田委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、次に、その他報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○田代環境森林課長 常任会資料の6ページを御覧ください。

Ⅱ、その他報告事項の令和4年台風第14号による森林・林業関係被害と対応について御報告します。

まず、1の被害状況についてであります。

10月26日時点の森林・林業関係の被害は総数で被害箇所が659か所、被害額が107億8,600万円となっており、県内各地で被害が確認されております。

被害の内訳としましては、まず(1)の林道被害についてであります。16市町村、179路線、459か所で、のり面崩壊や路肩崩壊等の被害が発生しており、被害額は36億2,800万円となっております。

このうち、右側の写真にあります、椎葉村の十根川・三方界線では、林道の上部と下部にある残土処理場2か所を含む林道施設の一部が崩壊し、土砂の流出が発生しております。

次に、(2)の林地被害については、19市町村、98か所で山腹崩壊や土砂流出等の被害が発生しており、被害額は69億3,100万円となっております。

このうち、左側の写真にあります美郷町の北又江の原地区では、残土処理場の一部が崩壊し、下流の治山ダムを押し流した後、土砂が水田まで流出する被害が発生しております。

次に、(3)の森林被害については、14市町村、21か所で、立木の折損・倒伏等の被害が発生しており、被害額は1,000万円となっております。

次に、(4)の自然公園被害については、写真にあります西臼杵郡高千穂町の九州自然歩道高千穂コースなど、3町、3か所で、倒木、歩道の崩壊等の被害が発生しており、被害額は1億100万円となっております。

7ページを御覧ください。

次に、(5)の木材加工・流通施設被害については、5か所の製材工場などで、資材保管庫の屋根損壊等の被害が発生しており、被害額は3,800万円となっております。

最後に、(6)の特用林産物生産施設被害については、73か所で、ほだ場の損壊等の被害が発生しており、被害額は7,700万円となっております。

続きまして、2の主な対応状況等についてであります。

まず、(1)の災害箇所への早期復旧に向けた対応等についてであります。

①の林道被害につきましても、林道を管理する市町村におきまして、速やかに災害復旧ができるよう、工法検討などの技術的支援や人的支援を行うこととしており、既に要請のあった町村には、技術職員の派遣を行っているところで

あります。

②の林地被害については、速やかに調査測量設計業務を実施し、国や関係市町村と連携して、迅速な応急対策と早期復旧を図ることとしております。

③の森林被害については、国庫補助事業により、被害木等の伐採・搬出と速やかな再造林を推進し、早期復旧を図ることとしております。

④の自然公園被害については、九州自然歩道の手すりや路盤が流出するなど、被害が甚大な箇所を優先して早期復旧を図ることとしております。

⑤の木材加工・流通施設被害については、各施設の損害保険適用等により復旧予定となっております。

⑥の特用林産物生産施設被害については、今回の補正予算でもお願いしておりますが、国庫補助事業や県単独事業等により、再整備に要する経費を支援することとしております。

次に、(2)の国への要望についてであります。

①の農林水産省に対しましては、林地崩壊や林道施設災害等の早期復旧を図るための予算確保と重点配分について、9月30日に知事から農林水産大臣に対して要望を行ったところであります。

また、②の環境省に対しましても、九州自然歩道の被害について、予算確保と本県への追加配分について要望を行ったところであります。

最後になりますが、災害箇所の早期復旧に向けて国や市町村関係団体とも連携し、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○池田自然環境課長 常任委員会資料の8ページを御覧ください。

林地及び林道災害原因究明調査検討委員会の設置について御説明いたします。

まず、1の設置の目的にありますように、この委員会は、このたびの台風第14号による既設残土処理場の崩壊や土石流の発生について、専門家による原因究明・分析を行い、災害復旧事業の設計・施工に反映させるとともに、今後の類似災害の発生防止に資するため設置するものであります。

次に、2の調査箇所ではありますが、1つ目のポツにありますように、東臼杵郡椎葉村大字不土野の小原地区の林道十根川・三方界線の残土処理場と、2つ目のポツにありますように、東臼杵郡美郷町南郷神門の北又江の原地区の復旧治山事業の残土処理場の2か所となります。

なお、右側の上の写真の注釈部分ですが、十根川・三方界線の林道上部の残土処理場の施工年度について、平成12年度としておりましたが、再確認の結果、平成20、21年度の施工もありましたので、付け加えております。

3の業務内容につきましては、被災原因の特定、残土処理場に関する設計への助言などの業務を実施します。

4の委員につきましては、林野庁などの御意見を伺いながら選考し、砂防学を専門とする宮崎大学農学部の清水収教授、砂防・森林水文学を専門とする鹿児島大学農学部の地頭菌隆教授、地盤工学を専門とする宮崎大学工学教育研究部の末次大輔教授の3名をお願いしているところであります。

5の今後の予定としましては、現在、委員への承諾手続を進めているところであり、準備が整い次第、11月上旬に委員会を設置、11月中旬には第1回の現地調査を実施するとともに委員会を開催し、これ以降必要に応じて現地調査の実施や委員会の開催を行うこととなりますが、令和5年3月末までには検討結果を取りまとめ

ていただくようお願いしたいと考えております。

○田代環境森林課長 常任委員会資料の9ページを御覧ください。

ひなたゼロカーボン2050推進月間について御説明します。

一番上の四角囲みにありますとおり、近年記録的な気温の上昇や大雨、大規模な干ばつなど、地球温暖化に起因する異常気象や自然災害が世界各地で頻発し、生活や自然環境に様々な影響を与えています。

この気候危機とも言われる状況を回避するため、本県は令和3年3月に2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ、いわゆるゼロカーボンを目指すことを表明しました。

ゼロカーボンの実現には県民の皆様の協力が不可欠であるため、11月を「ひなたゼロカーボン2050推進月間」とし、様々な情報発信を行うことで、日常生活での温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換を図るものであります。

次に、1、令和4年度における推進月間の内容についてであります。

(1)にありますとおり、ゼロカーボンに関する情報を発信する特設ウェブサイトを本日から公開しております。

次に、(2)テレビを活用したPRについてありますが、①ゼロカーボンに関する特別番組の放送、②情報番組での紹介、③、①及び②の番組放送に関連したテレビCMの放送を実施いたします。

次に、(3)にありますとおり、県民を対象にゼロカーボンにつながるエコ活動などの内容とその写真や、宮崎の守りたい風景を投稿していただくインスタグラムキャンペーンを実施いたします。

次に、(4)にありますとおり、ゼロカーボンについて知っていただくためのポスター・リーフレットを作成・配布いたします。

次に、(5)にありますとおり、ユーチューブなどSNSを活用した広告を実施いたします。

10ページを御覧ください。

次に、(6)ロゴマークについてであります、官民一体となりゼロカーボン社会づくりに向けた気運を高めるためのシンボルとして、県民や事業者の皆様幅広く利用していただくロゴマークを作成しました。

資料の中ほど、①ロゴマークの意味のところにありますとおり、丸の形はゼロを、オレンジは太陽、緑は森林、青は海をイメージしており、本県の豊かな自然環境を生かしたゼロカーボン社会づくりを目指すことを象徴しております。

また、②ロゴマークの活用のところにありますとおり、シンボルマークやロゴを単体で使用することも可能としており、例えば企業の取組のPRなどに活用していただくことにより、ゼロカーボン社会づくりに向けた気運醸成を図りたいと考えております。

最後になりますが、11月の推進月間は今年度からスタートするものですが、2050年ゼロカーボンの実現に向けて県民や事業者の皆様が取組が不可欠ですので、来年度以降も11月の推進月間の実施も含めて、引き続きゼロカーボンの普及啓発、PRに努めてまいりたいと考えております。

○二見みやぎきスギ活用推進室長 J L P G A ツアーチャンピオンシップリコーカップ建築物等への宮崎県産木材利用促進協定について説明いたします。

常任委員会資料の11ページを御覧ください。

昨日、県庁講堂におきまして、リコーカップ

を開催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会及び株式会社リコー、宮崎ゴルフ株式会社、耳川広域森林組合、県の5者が建築物等への県産木材の積極的な活用によるカーボンニュートラルの実現や、SDGsへの貢献などに取り組む協定を締結しました。

本協定は、1にありますとおり、法に基づく建築物木材利用促進協定制度により、本県が締結する第1号の協定であります。

2の(4)にありますとおり、協定の主な内容は、観戦スタンド等への県産木材の積極的な活用や、ゴルフ関連施設等における木造化・木質化の推進、伐採跡地への植林、取組の情報発信などに、協定締結者が連携して取り組むというものです。

中でも、3にありますとおり、まずは11月24日から開催されるリコーカップにおいて、下のイメージ図のような1番ホールと18番ホール等への県産木材約120立方メートルを活用した観戦スタンドの設置等によるアピールを契機として、各種の取組を進めていくこととしております。

今回の取組を契機に、建築物木材利用促進協定制度のさらなる周知や働きかけを行うなど、次なる協定の締結に基づく木材利用の促進に向けて取組を進めてまいります。

○武田委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○右松委員 今回の台風第14号については、発災直後も含めて、市町村との連携にも大変御尽力されておられることに深く敬意を表する次第であります。

状況を教えてもらいたいと思っておりますけれども、まず、原因究明を行う調査検討委員会を設置されたということですが、このような大学教授、外部専門家で構成された委員会の設置というの

は、過去、今まであったんでしょうか。今回、設置された経緯というか、受け止め方というか、そのあたりを教えてもらおうとありがたいと思います。

○池田自然環境課長 過去、このような委員会は設置されてないと考えております。

今回、このような設置に至った経緯としましては、まず、県が設置した残土処理場は国の基準に基づいて造ったものであり、基本的には壊れないものであると考えておりましたけれども、今回の豪雨により壊れてしまったということでございます。下方の水田にも被害を及ぼしております。所有者の方には、県の施設が影響を及ぼしてしまったことについておわび申し上げたいと思います。

そういった経緯で、なぜ壊れたのかということをしつかり検証しまして、今後の類似の災害にしつかり対応していく。それから、この災害復旧に関しまして、検討委員会の意見をしっかりと伺いまして、復旧を図っていきたいと考えているところでございます。

○右松委員 分かりました。残土処理場の設計も含めて、国の基準にしつかりとのつとったものであるということでもありますので、今の話ですと瑕疵はないと私自身は感じています。

一方で、今、災害が激甚化しています。何が起こるか分からないといったような、想定外のことが起こり得ます。そういった意味では、この残土処理場は下流の治水ダムのその上流部になりますし、令和3年度施工ということですから、これはまだできたばかりですよね。これは平成30年代の復旧、治山工事の廃土を運搬して、盛土されていますが、そういった残土処理場の設置場所、場所の選定といったところは、地元の美郷町との連携というか、どういう仕組みに

なっているのか、そこを少し教えてください。

○池田自然環境課長 残土処理場に関しましては、地権者から無償で提供していただくものになります。

場所の選定に当たりましては、町でまず現地を十分見ていただきまして、候補地を挙げていただきます。その候補地につきまして、県でも現地を調査しまして、大丈夫だということで判断して設置しているものでございます。

○右松委員 被災原因に関しましては、今後、地盤工学や森林水文学などの専門家で構成されている委員会でいろいろと調査されるかと思えますけれども、地元の議員から話がありまして、今回、下流部の水田に残土が流れてしまっていて、今のところは1ヘクタールということでございますが、調査の結果を踏まえて、今後、どういった対応をされるのか、現段階での見通しを教えてもらえるとありがたいと思います。

○池田自然環境課長 簡易の測量を行いまして、今のところ水田へ流入した土砂や流木等は、3,000立米ぐらいだろうと推定しているところでございます。この土砂につきましては、県単独事業で対応していきたいと考えておりました、来年の米の作付もございまして、検討委員会の御意見のタイミングがございましてけれども、できるだけ早期に発注して、できれば年度内に除去していきたいと考えているところでございます。

○右松委員 県単独事業でやられるということですが、土砂等の除去だけでなく、補償まで含めてしっかりと考えておられるということでしょうか。

○池田自然環境課長 補償につきましては、しっかりと原因を究明した上で対応を検討したいと考えているところでございます。

○右松委員 分かりました。資料の6ページの写真を見ても、量的にもかなり崩落していますので、この調査検討委員会でしっかりと原因を究明していただいて、こういったことが次に起こらないようにということと、人的被害はなかったのよかったですと思いますが、今後の復旧について、こういった水田の被害、このあたりの補償も含めてしっかりと対応していただくといいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○池田自然環境課長 しっかり対応してまいりたいと考えております。

○濱砂委員 林道被害についてです。16市町村で459か所の被害が出ているということですが、その災害査定はいつ頃から始まるのか。かなりの件数もあるし、ところによっては生活に支障を来しているところがあるんですよ。私の地元でも何か所かあるんですけども、災害査定がまだできていない。それから、設計をして工事に入るとなると、どのくらいの期間がかかるものでしょうか。

○上野森林経営課長 今、災害査定に向けて、測量、設計書の作成等に鋭意取り組んでいるところであります。

質問のありました災害査定の実施につきましては、まず、11月14日の週に第3次査定が行われます。続きまして、11月28日の週に第4次。この2つにつきましては、台風第14号災前の災害査定も併せて行うことにしております。また、12月5日から23日までの約3週間に3班体制で台風第14号災の災害査定を行うこととしております。

なお、年明けの1月10日から20日までの約2週間で、同じく3班体制で行うこととしておりまして、合計で約7週間、そのうち5週間は3

班体制で1週間当たり30件程度の災害査定を実施する計画としております。

○濱砂委員 11月14日に最初の査定が入るということですか。

○上野森林経営課長 台風第14号災以前の災害と、14号災の一部についての査定となります。こちらは、災害の少なかった県南部を中心に実施することとしております。

○濱砂委員 災害の箇所がそれぞれあると思うんですが、先ほど少し話をしましたように、生活道路になっている林道での決壊なんです。林道が決壊して、農産物も運び出せない、生活にも支障を来しているというようなところなんです。各地域の状況を見て査定優先順位は決められているんですか。

○上野森林経営課長 特に優先順位等はございません。とにかく災害の復旧事業の設計、積算等が終わった順に災害査定を受けることとなります。

ただし、今お話がありましたような箇所につきましては、査定前であっても応急仮工事はできますので、応急仮工事に対応することは可能だと考えております。

○濱砂委員 応急仮工事ができないところ、全く通れなくて山が崩れてくる可能性もある、工事に入れないという状況もあるんですよ。そんなところは各市町村から連絡が入っているんでしょうけれども、できるだけ早急に方向性を見出してやらないと、本当に流通ができないものですから、地域経済が止まって非常に困っていて、現実問題として厳しい気がするものですから、状況はそれぞれ違うと思いますけれども、そういうところは優先的に着手することも必要かと思ひます。そういうことができればよろしくお願ひしたいと思ひます。

○上野森林経営課長 今お話がありましたように、早急に復旧が必要な箇所については、可能な限り優先的に査定を受けていただいて、早急に復旧工事ができますように調整等は行っていこうと考えております。

○濱砂委員 よろしくお願ひします。それから、チャンピオンシップリコーカップの件です。これは非常にいいことというか、うれしいことなんですけど、120立米の県産材を利用して、木製の観戦スタンドを設置するというので、宣伝にもなって非常にいいと思うんです。これは、ここに造り付けというわけではなくて、移動ができるんですか。

○二見みやざきスギ活用推進室長 今年、11月24日から4日間使われる予定になっておりますけれども、委員のおっしゃるとおり、大会が終わりましたら解体して、宮崎市内の倉庫に保管して、来年度以降も繰り返し使っていくことを想定しております。

○濱砂委員 分かりました。もう一点、激甚災害指定になったということですが、激甚災害に指定されると補助率はどう変わっていくんですか。

○上野森林経営課長 林道につきましては、林道の種類、箇所ごとに補助率は異なっておりますが、近年の事例で申しますと、奥地林道では通常の補助率65%に対しまして、最高で90%台後半までかさ上げされます。

○池田自然環境課長 山地災害に関しましては、災害関連緊急治山事業は、かさ上げはないんですけれども、通常、市町村道で連絡線系のもは採択要件から外れておりますが、今回、激甚災害に指定されたことによりまして、迂回路があるものについては採択されることとなります。

それから、県で設置しました治山施設、ダム

等の復旧につきましては、治山施設災害復旧事業となりますが、こちらは通常ですと国の補助率が66.7%ですけれども、激甚災害に指定された場合には、一般災害の1割から2割増しになりますので、その分県費の負担は軽くなるということでございます。

○濱砂委員 もう一点、これがもし激甚に指定されなかった場合は、今の補助率が66%とか65%という話なんですけど、あとの残りの部分については交付税で補填されるということですか。

○池田自然環境課長 事業により異なりまして、災害関連緊急治山事業につきましては、起債充当率が90%、治山施設災害復旧事業につきましては、起債充当率が100%でございます。

○濱砂委員 だから、充当されなかった部分は、完全に市町村持ち出しになるんですか。あるいは、県が補填することになるんですか。

○池田自然環境課長 交付税に算入されますと、起債の対象となりますので、当年度の県の持ち出しはないということになるかと思ひます。

○濱砂委員 だから、将来の負担は、数年かかるけど交付税で措置されるということじゃないんですか。

○池田自然環境課長 すみません、委員のおっしゃるとおりでございます。

○濱砂委員 分かりました。

○蓬原委員 11ページのリコーカップのスタンド設置ですが、これまでは大体金属のパイプだったかなと思ひます。リース会社がやっていたんだらうと思ひますが、このスタンドの設置はどこがやるんですか。

○二見みやざきスギ活用推進室長 宮崎市内の会社ですけれども、これまでもリコーカップの運営を一緒にやってきた会社がございます、そちらが所有する形で、今後、ほかの大会であつ

たり、スポーツイベント等での利用も含めて、私たちも一緒に活用を図っていく方向で考えているところです。

○蓬原委員 運営会社が耳川流域の製材品を使って、そういう台を造って、その都度ここに設置して、要らなくなったらまたどこかで保管しておくということですね。そうすると、女子プロの大会が1つと男子プロの大会が1つと、あと2つ大きな大会がありますよね。これについての展開はないんですか。

○二見みやざきスギ活用推進室長 そこはまだ具体的な話としては、語られていないところですので、昨日初お披露目ということだったものですから、この大会を終えてからといいますか、これから大会までの期間も含めてですけれども、そういったところへの働きかけをどうしていくのか、大会の実施側との協議を重ねながらやっていくことになろうかと思えます。

○蓬原委員 宮崎市の運営会社ということですが、このスタンドを造るのにどれぐらいかかるものですか。

○二見みやざきスギ活用推進室長 材料は120立米ということですが、もろもろかかっている経費については、大会の実施本部側が非公表ということですので、私の口からは申し上げられません。

○蓬原委員 これについての県からの補助などの支援はあるんですか。

○二見みやざきスギ活用推進室長 今回初めてゴルフ場の傾斜があるところに設置するのですが、1番ホール側のものが躯体の大きさとしては一番高く、9メートル弱になります。そういったものを傾斜地に造るということで、基礎部分をしっかりやらなきゃいけないということや、繰り返し利用していくといったことがあります

ので、開発についての支援ということで助成を考えております。こういった形になるか検討しているところですが、助成するというところで考えています。

○蓬原委員 コロナ禍で全国的にゴルフの愛好者がかなり増えているようでして、確かに多いですね。60代や70代の方が増えているという話も聞いていますけれども、当然テレビに出るわけだから、特に最終日の18番ホールは我々も観ますが、せっかく造るわけですから、できればみやざきスギというのをどこかで、映ったときに全国に宣伝できるようにしてほしいと、希望を述べておきたいと思えます。

○二見みやざきスギ活用推進室長 大会は24日からですけれども、22日にお披露目式を予定されているようです。今のところ知事も行く予定で調整しているところですが、日本女子プロゴルフ協会的小林会長もお見えになって、お披露目式で現物が公表されると思います。今、お手元の資料に正面から見たイメージ図がありますが、側面とか背面から見ると、木のやぐらが組まれているような、四角いボックス状のものを積み重ねたような感じになっているんですが、非常にがっちりした感じで見栄えのするものになっていて、下には通路があるので、見上げたら構造がよく分かるようなものにもなっています。

所有している会社も、何かしら印をつけたいという話はしておりまして、何かしらの表記をすることになるのではないかと考えています。

○蓬原委員 金属パイプを木製にしたということですね、もう一回言いますけれども、みやざきスギを宣伝する場にしてほしいということをお話しておきたいと思えます。

○二見みやざきスギ活用推進室長 ありがとう

ございます。これを契機に一生懸命PRしていきたいと思います。

○山下委員 関連なんですけど、これに参加しているのが耳川広域森林組合だけですよね。せっかく県もお金を出して宮崎県産杉を使ってPRするというのであれば、その過程で、県内に8つの森林組合があると思うんですが、まとめ役の宮崎県森林組合連合会も含めて、その辺との協議や合意があったのか。

それから、ゴルフの大会は、それぞれスポンサーが大会運営の協賛をやっていくんですけども、協賛という形で耳川広域森林組合だけが指定されて、経費負担されているのか、その辺を教えてください。

○二見みやざきスギ活用推進室長 まず、耳川広域森林組合以外の森林組合や宮崎県森林組合連合会との関係ですけども、今回の協定に耳川広域森林組合が加わるようになった経緯ですが、プロゴルフ協会側といたしますか、主催者側のほうが、耳川流域は中心的な林業地帯であることやそこにある森林組合であること、それから、今回は植栽も視野に考えていらっしゃるんですけども、そういったことや製材加工場をお持ちであるということも含めて、耳川流域の材料を使いたいということがもともとありました。それがあってスタートしたということですので、協議の中ではほかの森林組合や宮崎県森林組合連合会の話も出たんですけども、耳川流域でいきたいとの御意向が強く、その方向で進めることになっております。

また、耳川広域森林組合の費用持ち出しはないと思っております。基本的には、リコーのスポンサー料の中で造られていると考えております。

○山下委員 分かりました。

それともう一点、10ページのゼロカーボンのロゴマークは、非常にいいアイデアだなと思って見たところでした。このロゴマークの意味ですが、オレンジは太陽、緑は森林、この青は海というカラーの意味ですよ。私は、宮崎県と言えば青は海と空というのが真っ先にイメージされるんですけども、宮崎県は日照時間が一番長いということを今までうたってきたので、この青は海と空ということで、空まで加えることは考えられなかったのかなという思いでいます。カラーの意味をもう少し教えてください。

○田代環境森林課長 今御指摘がありましたように、宮崎県の澄んだ青い空ということもありますが、太陽が空にありますものですから、そちらを優先して、あと山と海という形で、ブルーは海としましたが、宮崎県の青い澄んだ空も、青色ですので、そういったイメージもありかなと受け止めておりますので、そのようなアピールも考えていきたいと思います。

○山下委員 海と空の二つとも入れたらよかったのと思いますが、まあ、これはこれでいいのではないかと思います。

○武田委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって環境森林部の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午後0時57分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、農政水産部長の概要説明を求めます。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に、まず、お礼を申し上げます。

先月の6日から10日まで鹿児島県で開催されました第12回全国和牛能力共進会につきましては、お忙しい中、武田委員長をはじめ多くの委員の皆様にご会場までお越しいただき熱い応援を送っていただきました。本当にありがとうございました。

おかげで今回の全共では、史上初となる4大会連続の内閣総理大臣賞を受賞することができました。また、本県の代表牛は2部門で優等賞首席を獲得したほか、出品した全ての部門において優等賞に入賞し、団体賞を見事獲得することができました。「日本一宮崎牛」の真価を改めて全国に示すことができたのではないかと考えております。これも、出品者はもちろん、関係者の皆さんが、「日本一の努力と準備」という合言葉で、チーム宮崎として結束してきた成果だと考えております。

今後は、「おいしさ日本一の宮崎牛」の称号を生かしながら、さらに宮崎牛のブランドの確立に努めるとともに、輸出拡大にも精いっぱい努めてまいりますので、委員の皆様方の引き続きの御支援、御指導をよろしくお願ひいたします。

それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案につきまして説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

まず、Ⅰの予算議案について御説明させていただきます。

次に、Ⅱのその他報告事項といたしまして、令和4年台風第14号による農水産業関係被害と対応についてなど、3項目について御報告させ

ていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」についてであります。

補正額は、(1)の令和4年度歳出予算課別集計表の下から4行目、合計の欄の令和4年度補正額Bの欄に記載しておりますとおり、一般会計で13億8,342万円の増額をお願いするものであります。

この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、表の一番下の補正後の額Cの欄に記載のとおり、476億4,192万3,000円となります。

次に、4ページを御覧ください。

債務負担行為についてであります。一覧表にありますとおり、令和4年度漁業経営継続緊急支援融資制度損失補償について債務負担を設定するものであります。

今回の補正は、原油価格・物価高騰により経営に大きな影響を受けている農水産業者に対する支援に加え、台風第14号により甚大な被害を受けた農水産業者の早期の経営再開を図るために支援を行うものであります。

補正の内容の詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

○武田委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○小林農政企画課長 常任委員会資料の5ページを御覧ください。

初めに、11月補正予算案における原油価格・物価高騰等総合緊急対策及び台風第14号災害緊急対策の全体像について御説明いたします。

原油価格・物価高騰対策につきましては、6月補正、9月補正において10の事業を措置し、

普及員による技術指導や積極的な情報発信などのソフト対策と併せて実施することで、生産現場における影響の緩和に取り組んでいるところでございます。

11月補正では、鶏卵や酪農分野等の影響緩和対策の追加に加え、豚ふんを利用した肥料の生産拡大や堆肥の利用拡大など、資源循環による海外資源に依存した生産構造からの転換に取り組んでまいります。

台風第14号災害対策につきましては、本県農水産業の被害額が過去15年間で最も大きかったことに加え、長引くコロナ禍、物価高騰により生産現場が疲弊している中での被災であったことから、生産者のモチベーション低下や経営再開の断念を懸念しているところでございます。

このため11月補正では、農業分野におきましては作付再開や品目転換に必要な種苗の調達に要する経費など、畜産におきましては家きんの再導入に要する経費など、水産につきましては種苗の再導入や生けすの復旧に要する経費など、各分野におきまして被災によるかかり増し経費を支援する事業を措置し、被災された生産者の経営再建・再開に向けて取り残される方が出ないように取り組んでまいります。

続きまして、農政企画課の11月補正について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の63ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1億480万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、18億2,973万円となります。

内容について御説明いたします。

65ページを御覧ください。

(事項) 原油価格・物価高騰等対策事業費の

説明欄1、新規事業、堆肥活用低コスト肥料供給体制構築支援事業でございます。

詳細は、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の6ページを御覧ください。

本事業は、1の事業目的・背景のとおり、輸入肥料価格のさらなる高騰に対応するため、県産豚ふん堆肥を原料とした低コスト肥料の安定供給体制の構築を支援することで、農家の経営コスト削減を図るものでございます。

7ページを御覧ください。

1の現状にありますとおり、国際情勢により輸入肥料の一層の価格高騰が懸念される中、JA宮崎経済連では化学肥料の代替として豚ふん堆肥を活用した低コスト肥料を試作しているところでございます。

この肥料は四角囲みの中にございますように、豚ふん堆肥をペレット化して、化学肥料に3割ほど混合させることで、価格を15%から25%低減できるものであり、この増産や利用促進が課題となっているところでございます。

このため、2の事業内容にございますとおり、今後、この肥料を需要に見合った量まで増産するために必要な豚ふん堆肥の製造施設やペレット製造機の整備、堆肥を含む肥料の適正な利用に必要な土壌分析装置の導入を支援いたします。

6ページにお戻りいただき、2の事業の概要を御覧ください。

予算額は1億480万円、事業期間は令和4年度を予定してございます。

○川上農業普及技術課長 歳出予算説明資料の67ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで4億1,189万1,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、54億2,914万9,000円となります。

内容について御説明いたします。

69ページを御覧ください。

(事項) 原油価格・物価高騰等対策事業費の説明欄1、農業セーフティネット対策緊急強化事業の8,621万7,000円です。本事業は、燃油価格高騰の影響が大きい施設園芸、そしてお茶について、国によるセーフティネット制度へ加入する際の農家積立金相当額の一部を支援するものでございます。

施設園芸の令和4事業年度の受付において、新規加入者の増加や価格高騰下でも安定して発動する上位の積立コースへの加入が促進されたことに伴い、増額をお願いするものであります。

次に、その下の2、肥料価格高騰対策支援事業の3億2,567万4,000円です。

本事業は、肥料価格の急騰に伴い、国が措置した肥料価格高騰対策事業に県が上乘せ支援をすることで、さらなる農家経営の安定と農業生産の維持を図るものであります。

これまで、令和4年6月から10月までの秋肥を対象としていましたが、令和4年11月以降に購入する春肥を新たに対象に加えるものであります。

○海野農産園芸課長 歳出予算説明資料の71ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで2億570万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、38億3,257万9,000円となります。

内容について御説明いたします。

73ページをお開きください。

(事項) 強い産地づくり対策事業費の説明欄1、新規事業、被災産地営農継続緊急支援事業でございます。

詳細は、常任委員会資料で説明いたします。

常任委員会資料の8ページを御覧ください。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、台風第14号により甚大な被害を受けた産地に対し、種苗等の導入など、栽培再開や作物転換等に必要な生産資材の導入等の取組を支援することにより、営農の速やかな回復と継続を図るものでございます。

9ページを御覧ください。

このたびの台風により、農作物や農業ハウス等に大きな被害が生じております。中段右の写真のとおり、西都市等ではハウスが冠水し、ピーマン等において生育不良や枯死などの被害が、また、3枚目の写真は露地栽培のニンジンですが、発芽間もない時期に雨でたたかれたことから、株の流亡などの被害が発生しております。

2つ目の白丸にありますとおり、農業者はコロナ禍や原油価格高騰等により農業経営が厳しい中、今回の被災となっており、生産意欲の減退などが懸念されます。

このため、取組内容にありますように、1の営農継続支援として、栽培再開や被災をきっかけとした作物転換に必要な種苗や肥料などの営農を再開・継続するために必要なかかり増し経費について、2分の1相当額を定額で支援します。

具体的には、(1)の施設園芸作物では、ピーマン等の苗を植え替え、栽培を再開する取組と、ピーマンからキュウリなど、他作物へ転換する取組に10アール当たり15万円、植え替えずに防除等を行いながら再開する取組に8万円を支援するとともに、(2)の露地作物では、ニンジンや大根等でのまき直しや他作物へ転換する取組に対し、10アール当たり2万円を支援します。

また、2の被災施設等復旧支援として、被災により農産物の出荷や苗生産などの産地機能が

低下している集出荷施設や育苗施設等の補修・修繕を支援します。

8ページの2、事業の概要を御覧ください。

予算額は2億570万円、事業期間は令和4年度を予定しております。

○鳥浦農村整備課長 歳出予算説明資料の75ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで2,587万1,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、139億8,183万4,000円となります。

内容につきまして御説明いたします。

77ページを御覧ください。

(事項) 土地改良管理費の説明欄1、新規事業、農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業でございます。

詳細は、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の10ページを御覧ください。

本事業は、1の事業の目的・背景に記載のとおり、原油価格高騰に伴う農家負担の軽減を図るため、土地改良区等に対し、農業水利施設の電気料相当分の一部を支援するものであります。

11ページを御覧ください。

1の現状にありますとおり、県内には土地改良区等が管理する揚水機等が400か所以上あり、水田や畑地に配水するために多くの電力を使用しております。

その電気料金については、構成要素として基本料金、電力量料金などのほかに、原油等の価格変動を反映する燃料費調整額があり、グラフのとおり、本年1月からプラスに転じ上昇を続けており、土地改良区等の負担が増加しております。

このことから、2の事業内容にありますとおり、本年4月から来年1月に係る電気料金上昇

分相当額として、燃料費調整額の2分の1の支援を実施するものであります。

具体的には、例にありますとおり、各月の電力使用量に燃料費調整単価を乗じ、その2分の1の額を補助するものであります。

10ページの2、事業の概要を御覧ください。

予算額は2,587万1,000円、事業期間は令和4年度を予定しております。

○大村水産政策課長 歳出予算説明資料の79ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で6,779万3,000円をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計の予算額は、右から3番目の欄にありますとおり27億2,554万6,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は29億9,319万5,000円となります。

内容について御説明いたします。

81ページを御覧ください。

(事項) 地域漁業経営改革対策費の説明欄の1、新規事業、漁業経営継続緊急支援事業でございます。

詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任会資料の12ページを御覧ください。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、台風第14号で被災した漁業者に対し、次期生産や資金融資の円滑化とともに、被災施設の復旧を支援することにより、経営継続を図るものでございます。

13ページの1、背景を御覧ください。

今般の台風第14号では、特に養殖業の被害が大きく、主に県北では養殖魚の死亡被害が、県南や内水面では養殖及び関連施設の被害が発生しております。

右側の被災養殖業者の損害に示しております

とおり、餌代などのこれまでにかけた経費に関しましては、共済制度の補填がございますが、損失利益については対象でないため、今後の運転資金が不足するとともに、共済の対象となっていない施設の復旧はかかり増し経費となることから、被災した漁業者の経営継続が極めて困難な状況でございます。

このため、2、事業内容にありますとおり、本事業では、現制度では対応しきれないきめ細やかな支援を行ってまいります。

まず、①のアの次期種苗導入の支援では、大きな被害を受けたマサバ養殖をはじめ、飼育していた養殖魚が損害を受け、新たな種苗を導入する経営体に対し、その経費を補助します。

次に、①のイの経営継続資金の融通円滑化の支援では、融資機関が行う被災事業者への融資に際して、保証機関が債務保証を行うことにより、2億6,000万円規模の融資枠を確保するものですが、これらの債務保証に関して令和4年度から14年度までの債務負担により、代位弁済のリスクを有する保証機関を支援します。

また、その下の②の養殖業施設復旧支援では、施設共済の対象とならない被災施設の復旧を支援します。

12ページに戻っていただきまして、2の事業の概要を御覧ください。

予算額は6,779万3,000円、債務負担額は815万1,000円、事業期間は令和4年度を予定しております。

○赤嶺漁業管理課長 歳出予算説明資料の83ページを御覧ください。

当課の補正予算額は一般会計のみで2億8,032万4,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますとおり、42億9,249万5,000円と

なります。

内容について説明いたします。

85ページを御覧ください。

(事項) 公共海岸保全漁港事業費、説明欄1の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の1億8,977万円でございます。

これは、国からの補助を受け、漁港海岸に漂着した流木等の処理を行う事業であります。今回の台風第14号では、延岡から串間に至る県下全域の漁港海岸に大量の流木等が漂着したことから、既定予算だけでは処理費用が不足するため、増額をお願いするものでございます。

次の(事項) 漁港災害復旧事業費、説明欄1の県単災害復旧工事の9,055万4,000円でございます。

これは、台風等により被災した漁港施設の復旧を図るための経費でございます。さきに説明いたしました漁港海岸と同様に、台風第14号により県下全域の漁港に流木等が漂着したことから、こちらも既定予算だけでは処理費用が不足するため、増額をお願いするものでございます。

○林田畜産振興課長 歳出予算説明資料87ページを御覧ください。

当課の補正予算額は一般会計のみで2億8,704万1,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、79億6,086万1,000円となります。

内容について御説明いたします。

89ページを御覧ください。

(事項) 畜産振興対策事業費の説明欄1、新規事業、畜産経営再開緊急支援事業、次の(事項) 酪農振興対策費の説明欄1、新規事業、乳用後継牛育成預託支援緊急対策事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、(事項) 畜産物価格安定対策事業費の説

明欄1、畜産セーフティネット対策緊急強化事業の3,700万円であります。配合飼料価格の高騰が続く中、厳しい経営環境にある畜産農家の経営安定を図るため、国の配合飼料価格安定制度における生産者積立金相当額の一部を支援するものであります。

事業を実施するにあたりまして、事業主体の事業量を確認した際に増加となったことに伴い、増額をお願いするものであります。

次に、説明欄2、新規事業、鶏卵生産費高騰緊急対策事業、次の(事項)飼料対策費の説明欄1、新規事業、県産肥飼料実需農家利用促進事業につきましては、常任委員会資料で説明いたします。

なお、常任委員会説明資料での説明は、資料に記載されている事業順に説明させていただきます。

常任委員会資料の14ページを御覧ください。

新規事業、乳用後継牛育成預託支援緊急対策事業であります。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、物価高騰により県内酪農家の経費が増加する中、乳用後継牛の育成預託を行う宮崎県酪農公社に対し、経費増加の一部を支援することで、農家負担の軽減と生産基盤の維持を図るものです。

15ページを御覧ください。

1、現状であります。県内酪農への影響としまして、消費の減退による生乳需給の緩和や物価高騰による経営費の増加が続く中、期中の乳価交渉により11月から乳価の値上げがあるものの、要求額には届かず、厳しい経営状況が続くものと考えております。

酪農公社においても同様の影響を受けており、公社の機能を維持していくためには預託料の値

上げもやむを得ない状況にあります。

このような中、2、課題としまして、酪農家のコスト低減や生産基盤の強化を図るためには、育成預託システムによる乳用後継牛の確保が重要であり、その核となる酪農公社の運営強化が必要であります。

このため本事業では、2、事業内容にありますとおり、酪農公社における物価高騰による経費増加分のうち、国が支援を行う配合飼料以外の粗飼料や肥料等について、その一部を支援することで、酪農家の負担増を軽減し、生産基盤の維持を図ってまいります。

14ページに戻っていただきまして、2、事業の概要であります。予算額は1,102万5,000円、事業期間は令和4年度を予定しております。

次に、16ページを御覧ください。

新規事業、鶏卵生産費高騰緊急対策事業であります。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、資材価格の高騰により増加した鶏卵生産原価のかかり増し経費の一部を支援することで、鶏卵生産者の経営安定と生産基盤の維持を図るものであります。

17ページを御覧ください。

1、現状と課題にありますとおり、採卵鶏経営では、飼料や燃料など物価高騰の影響を受ける費用の割合が8割以上と高くなっており、その一方で、鶏卵は需給動向によって相場が変動し、生産費の増加が販売価格の上昇につながりにくい品目でございます。

また、採卵鶏経営では、牛や豚などほかの畜種と違い、国の経営安定対策が所得補償となっていないところであります。さらに、卵のパックや段ボール箱といったほかの畜種にはない特有の梱包資材費用の値上がり、さらに経営を

圧迫しています。

このため本事業では、2、事業内容にありますとおり、鶏卵生産者自らが無駄餌の防止や環境調節などコスト低減に取り組む場合に、増加した生産費の一部を支援することで、鶏卵生産者の経営安定と生産基盤の維持を図ってまいります。

16ページにお戻りいただいて、2の事業の概要であります。予算額は9,000万円、事業期間は令和4年度を予定しております。

続きまして、18ページを御覧ください。

新規事業、県産肥飼料実需農家利用促進事業であります。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、輸入肥飼料の国際価格の高騰や稲わらの一時的な輸入停滞など、国際情勢が不安定な中、堆肥や稲わらの実需農家に対し、県産の資源の利用に必要な施設や機械の整備を支援することで、県産肥飼料の利用拡大を図るものであります。

19ページを御覧ください。

1、現状にありますとおり、県産肥飼料は、供給される品質や時期が生産農家に左右され、実際に利用する実需農家の利用に至らないことが多く、利用が停滞している状況にあります。

そこで、2、課題にありますとおり、実需農家が自らの需要に合わせて県産肥飼料を利用するための施設や機械等の体制整備を支援する必要があります。

このため本事業では、3、事業内容にありますとおり、県産肥飼料を利用するための施設等の整備として、耕種農家に対しては、堆肥製造に係る調製施設の整備や堆肥散布機械の導入を、畜産農家に対しては、畜産農家自らが生産、収集、調製するための機械や保管庫の導入を支援

することとしております。

18ページの2、事業の概要を御覧ください。

予算額は5,343万円、事業期間は令和4年度を予定しております。

続きまして、20ページを御覧ください。

新規事業、畜産経営再開緊急支援事業であります。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、台風第14号により被災した畜産農家に対し、経営の復旧に必要なかかり増し経費を支援することで、速やかな経営再開を図るものであります。

21ページを御覧ください。

畜産における被害状況であります。宿舎の倒壊や停電等による家畜等の死亡や自給飼料の倒伏など多くの被害が発生いたしました。

また、畜産農家は、現在、飼料や資材等の高騰により大変厳しい経営環境にある中、復旧に係るさらなる費用負担が発生することで、経営規模の縮小や経営再開の断念といった影響が懸念されるところであります。

そのため本事業では、支援策にありますとおり、死亡した家畜の焼却処分や家禽の再導入に要する経費、さらには自給飼料の代替えとなる粗飼料等の購入に係る経費を支援することで、畜産農家の負担を軽減し、円滑な経営再開を図ってまいります。

20ページの2、事業の概要であります。予算額は9,558万6,000円、事業期間は令和4年度を予定しております。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。

○山下委員 6ページの新規事業から入らせていただきたいと思いますが、肥料価格の大変な

高騰が続いておりまして、来年度もまだ情勢が厳しくなるというようなことで、農家ももう本当に農業の将来、継続に対して不安を持っておられる状況です。

そういうわけで、いろんな対策を講じる新規事業が大分出てきましたけれども——豚ふん堆肥を混合して、肥料のコストを下げていくということなんです、養豚農家は完結型で、いわゆる完熟堆肥を作って、それぞれ必要とする農家等に処分しているだろうと思うんです。豚ふんをペレットにして、化学肥料の中に混ぜるということですが、どこにどういう施設を造ってやるのか、私が最も心配するのは、堆肥を用いることに対する防疫体制がしっかりとできているのか、その辺の一体的な考え方を少しお聞かせください。

○小林農政企画課長 常任委員会資料の7ページの2、事業内容に記載しておりますが、「良質堆肥の安定生産のための堆肥化施設、ロータリー攪拌機の導入支援」につきましては、JA宮崎経済連に支援を想定しているところでございます。これにつきましては、JA宮崎経済連がやっつけらっしゃる農場に設置することを想定してございまして、何かさらに新たな施設を造るということではございませんので、委員が御指摘の御地元の関係というのもある程度大丈夫なのかなとは考えているところでございます。

○山下委員 事業主体がJA宮崎経済連ですよ。私が少し心配したのは、養豚農家が500戸近くあると思うんですが、いわゆる堆肥の適正利用というのが、平成13年でしたか、法案ができて、農家はそれぞれが自己完結型で対応しているんです。酪農家もそうですけれども、攪拌機を入れたり、完熟堆肥を作るようにしているんです。末端農家には全く経済効果がない、JA

宮崎経済連だけへの対応ということなんですね。この1億円は、JA宮崎経済連にそのままいく事業なんですよ。

○小林農政企画課長 本事業につきましては、大きく分けて2つございまして、1つが豚ふん堆肥を活用した肥料の供給です。これにつきましては、まず、7ページの2、事業内容の上の丸のところ、2つ矢印がございまして、1つ目の矢印は繰り返になります、JA宮崎経済連の農場における堆肥化施設等の整備の支援、2つ目の矢印は、そこで製造されたものを——肥料規格に合わせたペレットマシンの導入を支援することとしてございまして、県内の肥料製造事業者への支援と考えてございます。

本事業の2つ目の大きな取組といたしまして、豚ふんを活用した堆肥の混合肥料の利用に当たり、適正施肥が必要となってくるので、土壌診断というものを——これもJA宮崎経済連への支援ということになりますけれども——経済連で新しく高機能な土壌分析機器を導入されることを支援するということになってございます。

事業の効果といたしましては、委員御指摘のとおり、資料に書いてございますJA宮崎経済連、それから肥料製造事業者への支援ということになりますけれども、本事業の最終的な目的といたしましては、化学肥料を使っていらっしゃる耕種農家の肥料代が上がることを抑制することを狙っております。そういった意味からしますと、最終的な支援対象は、この2つというところで事業を構築してございます。

○山下委員 これは、経済連事業ということになりますね。豚ふん堆肥の余っている農家も多いものですから、それらはもう全然対象にはならないということですね。

○小林農政企画課長 豚ぷんの持ち込み自体は、支援の対象とはなってございません。あくまでも、JA宮崎経済連を中核とした豚ぷんの堆肥を作るところを支援する事業ということで組み立てているところでございます。

○山下委員 分かりました。

次です。10ページですが、土地改良区の水利費関係もかなり上がってきていて、農家負担の増加を心配した予算だと思うんですが、県内には対象の土地改良区がどれくらいありますか。

○鳥浦農村整備課長 現在128の土地改良区がございりますが、今回聞き取り調査をした結果、こういった揚水機を管理運営しているところが約55か所確認されております。

○山下委員 2分の1を補助するというのですが、この燃料費調整単価というのは、どのような算式を基礎にされているのでしょうか。

例えば、去年から電気料も大分値上がりしてきていて、今、マスコミ等でも、一般家庭もかなり負担が増えてきたことや、いろんな事業所の光熱費が上がるのが話題になっているんですが、この場合にはキロワットアワーが幾らで、調整金の対象がどれくらいあって、それに対して2分の1の補助ということでしょうか。

○鳥浦農村整備課長 ここに表記しております燃料費調整額につきましては、まず、標準単価が電力会社で決められておまして、それに対して燃料の調達状況に応じてプラスされたりマイナスされるものでございまして、これについては、各月の請求書等に記載されております。この調整単価を基に使用量等を加味して上昇分というふうに捉えております。

○山下委員 今の説明で、土地改良区で揚水機で水を汲み上げて配分しているのは55か所と言われましたよね。都城市も土地改良区だと思

うんです。私たちのところもそうですけれども、土地改良区はどこも赤字が多いと思うんです。

その中での経営環境の厳しさがあるんですが、もう少し抜本的な対策を講じていかないと、本当に2,500万円ほどの予算で対応は大丈夫なのかなという思いなんですが、電力料の補填以外に何か土地改良区の運営課題について検討していることがありますか。

○鳥浦農村整備課長 電力料等につきましては、各土地改良区の使用実態であるとか、省エネの利用であるとか、場合によっては低コストのポンプ・揚水機の導入であるとか——今後、その修繕なり更新のタイミング等で、低コストの省エネ揚水機等の導入等についての事業は、国のほうでも用意されております。また、先ほどの効率的な水利用等につきましても、土地改良指導の一環としてしっかり指導してまいりたいと考えております。

○山下委員 分かりました。

次に、14ページに移ります。

乳用後継牛育成預託支援緊急対策事業ですが、酪農家も高齢化でどんどん少なくなる中で、経営状況も非常に厳しいと思うんです。宮崎県でも年間10万トン以上の生産量があったんですけども、今は生産量もどんどん下がってきて、大規模農家にかろうじて支えていただいているんです。

ほとんどの酪農家が預託しながら経営を継続されているんだろうと思うんですが、今、預託牛の頭数はどれくらいなのか。それと、1日当たりの経費はどれほどかかるのか、私はもう酪農から大分離れましたので、相場がどれくらいなのか分かっていたら教えてください。

○林田畜産振興課長 現在、県内で酪農公社の預託を利用している農家が、戸数でいうと100戸

ほどになります。

頭数でいくと、常時700頭ほど預託を受けておりまして、これは県内の頭数でいきますと、7割から8割ぐらいを占めていることになりますので、酪農公社に預託されている農家はかなり多いです。

経費につきましては、今、1日当たり750円で預託を受けているところでございます。

○山下委員 750円っていえば、20か月ぐらい預けるのかな。何か月ぐらいで下牧されますか。

○林田畜産振興課長 少々お待ちください。

○山下委員 下牧時の必要経費がどれぐらいかかるか教えてください。

○林田畜産振興課長 必要経費としましては、令和3年度の決算になりますけれども、申し訳ございません、預託に係る経費のみということで……

○山下委員 生後1か月ぐらいで預けるでしょう。我々の頃はそれから20か月ぐらい預けていたんです。そのときに経費が30何万円かかったと思うんですが、あの当時は400何円だったと思うんです。今750円っていうことは酪農家の負担が大分上がってきているんで、預けた期間から下牧するまでの経費を幾ら酪農家が負担しているかということ。

○林田畜産振興課長 約4か月齢で導入といいますか、酪農公社に持ってきて、25か月齢ほどまで預託を行うということでございますので、21か月ほど飼養管理を行います。

それで計算しますと、1頭当たり*58万円ほどの負担といいますか、経費が25か月齢まででかかるということです。

○山下委員 分かりました。

大体生まれて4か月。僕らは1か月ぐらいで預けていたんですけれども、今は4か月齢とい

うことで、妊娠鑑定して、5か月ぐらいで下牧するだろうと思うんですが、21か月預託をして、経費が58万円ですよ。大分上がってきたなという思いで、数字を久しぶりに見ました。

農家がどういうことになっているかということ、例えば、北海道から導入すると、70~80万円すると思うんですけれども、やっぱり酪農家も酪農公社の運用をしっかりとやっていかないといけないということで、私も15頭ぐらい育成で預けていました。結局、その利用度を高めていくために、市町村が補助してくれたりしていたんですが、いずれにしても58万円の預託料というのは非常に高くなってきているなと思いました。

今回、予算1,100万円を酪農公社に補填することによって、当面酪農家への値上げというのはお願いしなくても済むんですか。

○林田畜産振興課長 今年度の3月までは値上げを行わないための事業でございます。

○山下委員 分かりました。

それと、少し気になったのが、16ページです。

養鶏農家、ブロイラーはいいんですけれども、採卵農家が一番ダメージを受けているということで、私もいろいろ相談を受けて、議会にも上げさせていただいたんですが、飼料高騰の中で卵価がなかなか上がらないということで、大変な状況を聞いています。

この鶏卵生産費高騰緊急対策事業で——今回、都城市でも採卵農家が大変な災害を受けて、昨日私は電話でも話をして、元気であれば何とか頑張れるよと、アントニオ猪木の言葉じゃないけれども、何とか励ましながら、本人たちも頑張ると話をしたんですが。もうこういう時代の中で、負けたくないという本人の強い思いもあって——あとはやっぱり経済的な支援をどれほど

※次ページに訂正発言あり

やってくれるかということで、今回の新規事業を見させていただいたんですが、17ページに「飼料米やエコフィードの給与」と書いてあるんですが、この可能性って何か考えられますか。

○林田畜産振興課長 今年度につきましては、もう飼料用米は、当初からの契約に基づく作付、それから給与計画ということになりますので、今から耕種農家と耕畜連携で飼料用米に取り組むというのは正直難しいかと思えますけれども、J A 宮崎経済連とか配合飼料メーカーで、飼料用米を添加してコストを下げている飼料等もございますので、そちらを利用するという可能性はあろうかと考えております。

○山下委員 鶏でエコフィードというのは初めて聞くものだから。

○林田畜産振興課長 エコフィードにつきましては、現状、宮崎県で鶏にそういうのはあまり事例を聞きませんので、こちらの取組については少し難しいかなと考えておりますが、ただ、岡山県だったと思うんですけれども、飼料コストが上がった時点で、エコフィードでコスト削減を図ろうという取組は、情報として入れたりもしておりましたので、そういったところを研究しながら、また情報として流していければとは思っております。

○山下委員 具体的に、エコフィードで何かやられるということはまだ検討してないという理解でいいんですね。何かあるんだったら、情報として私も出したかったものですから、少し聞きたかったんです。

○林田畜産振興課長 申し訳ありません。現時点では、情報を持ち合わせてはおりません。

○山下委員 分かりました。

○林田畜産振興課長 すみません、先ほどの酪農公社の経費の関係で修正をさせていただきます。

先ほど58万円と言いましたのは、25か月飼養したときの金額でございまして、4か月齢で入って21か月の飼養管理であると48万円ということになります。申し訳ございません。

○右松委員 今回の台風第14号の被害が大きかったと思うので、水産のほうも少しだけ。

いろいろな御対応、心から敬意を表する次第でございます。

歳出予算説明資料85ページ、今回、流木等処理対策事業ということで、既定予算では当然足りないということで1億8,977万円の増額補正を組まれています。

門川漁港は今まで一番ひどい流木があったと言われておりまして、漂着ごみだけでなく沖合のほうも、海上に残った流木が船に当たったりとか、スクリューに傷がついたりとか、そういった心配もされているようでございました。

延岡港が特にひどいようで、五ヶ瀬川や北川辺りの流木が今まで一番多く流れてきたと聞いています。

国が2分の1、県が2分の1、県単で対応されるということですが、いろいろと漁業協同組合を中心に重機で動かして陸上に揚げたりとか、いろいろ作業されたと思うんですが、この1億8,977万円の内訳を教えてくださいとありがたいなと思います。

○赤嶺漁業管理課長 1億8,977万円の増額分に関しましては、漁港海岸に漂着しました流木等の処理に係る費用ということで、被害が出ております海岸が、11漁港海岸ございまして、延岡から串間まで全県的になっており、漂着量はおよそ4,000立米ほどになっております。

それで、漁港に漂着した流木に関しましては、もう一つのほうの漁港災害復旧事業費9,055万4,000円をお願いしているところですけど

も、こちらに関しましては、被害があった漁港は同じく11港になるんですが、そのうち門川漁港も入っている7漁港の処理を行うための費用として、今回上げさせていただいております。

委員がおっしゃってございました門川漁港につきましては、現在、漁港内に打ち上げられた流木、あるいは港内に浮かんでいた分に関しましては、今、漁業協同組合が引き上げたものの撤去だけを行っております、今後、これを塩抜きして、要は処理ができる状態にしまして、廃棄物として処理するという状況でございます。

○右松委員 処理費用ということで承りました。

今回の台風第14号で水産業は結構な被害が出ていると思うんです。どこまで取りまとめておられるか分かりませんが、現段階で、例えば漁船の転覆であるとか、あるいは停電の影響でポンプが止まって、内水面になりますけれども、ヤマメとかも影響が出ているのでございますが、こういった水産業全体でどういった影響になっているのかということと、それから、それに対してどういった対応を検討されているのか、そのあたりを少しまとめて教えてください。

○大村水産政策課長 水産関係の台風第14号に係る被害状況なんですけれども、まだ数字が動く可能性はございますが、10月26日時点においては、全体で約10億円となっております。

その中の被害の内容ですけれども、やっぱり最も大きかったのは養殖関係の被害ということになります。養殖も地域によって少し事情が異なります、県北では養殖魚の死亡被害といったものが多く、県南あるいは内水面の養殖につきましては、施設被害といったものが多かったと考えております。

○右松委員 この間は県外調査に行ってきて、陸上養殖を見てきましたが、養殖関係の被害に

対する対応というのは、順調にいくと考えてよろしいでしょうか。

○大村水産政策課長 10億円のうち養殖被害が約半分を占めておまして、やはりこちらのほうを支援すべきということで、今般、漁業経営継続緊急支援事業としまして、主に養殖業の被災対策を行うところでございます。

この中では、先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、被災された方の次期生産に係る種苗導入経費の支援ですとか、運転資金の借入れに伴う債務保証に係る支援、それから施設被害、これは施設共済の部分は除くんですけれども、それ以外の施設に関しての復旧に係る経費を支援してまいりたいと考えております。

○濱砂委員 次は、施設園芸について聞かせてください。

常任委員会資料9ページ、今回の台風第14号で被災された面積が5,193ヘクタールなんですね。そのうちの施設園芸作物と露地作物の割合について教えてください。

○海野農産園芸課長 5,193ヘクタールのうち、施設園芸及び露地園芸の野菜で585ヘクタールの被害が出てございます。申し訳ございませんが、その内訳については今手元にはございません。

○濱砂委員 施設園芸についてなんです、栽培再開（植替）は、10アール当たり15万円、栽培再開（植替なし）の場合は、10アール当たり8万円ということですが、植え替えなしと植え替えをして新たに生産する、この割合はどれくらい分かりませんか。

○海野農産園芸課長 植え替えする面積のほうはかなり少ないと伺っております。被害の大きかった西都市から、植え替えをする面積は7ヘクタールと伺っております。

一方で、浸水・冠水して、本来であればこの

ままいくと大きな減収になる、苗が弱ってしまつて植え替えをすべきなんだけれども、苗もしくは種の調達ができずに、やむを得ずそのまま栽培を継続するという方が相当数いらっしゃる。その方々のために、減収度合いが少しでも軽くなるように、適切な肥料、農薬でこういった被災後の管理を行っていただくために、この8万円というメニューを用意しまして、それらの方々に御活用いただこうと考えてございます。

○濱砂委員 植え替えなしの面積も分かっていないんですね。これは、詳しくはまだ調べていないんですか。

○海野農産園芸課長 何分急を要する事業でございましたので、大まかな予測でもって事業を組ませていただきました。今後、農家の方々に周知し、要望をお受けする中で取りまとめてまいりたいと考えております。

○濱砂委員 もうこの両方をしない、今回は耕作しないという方も把握されていないですか。

○海野農産園芸課長 申し訳ございません、作付断念の方の面積は把握してございませんが、全ての方が栽培継続ないし再開をなさるわけではないと伺っております。

○濱砂委員 まだ実際に動きがしっかり見えていないというところですね。

それから、これ以外の露地作物は何ヘクタール——さっきの585ヘクタールというのは総合の面積でしたかね。

○海野農産園芸課長 585ヘクタールといたしますのは、施設園芸と露地園芸を合わせた面積でございます。

今回の事業は、施設園芸、露地園芸、*それぞれ約300ヘクタールとの想定で積算し、予算を計上しているところでございます。

○濱砂委員 もう一点。栽培再開で、植え替え

と植え替えなしのおおよその組み立てとしては、どのくらい見込まれているんですか。

○海野農産園芸課長 施設園芸が、植え替えの方を40ヘクタール、植え替えなしで栽培を継続される方を30ヘクタール、また、他品目に作付を転換される方を30ヘクタールと見積もっております。

露地園芸につきましては、再播種、再植え替えの方を約200ヘクタール、それから他品目に植え替える方を約80ヘクタールと見積もっております。

○武田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 次に、その他報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○小林農政企画課長 常任委員会資料22ページを御覧ください。

令和4年度台風第14号による被害状況と対応についてでございます。

まず、1の被害状況でございます。

台風第14号は、県内各地で最大瞬間風速30メートルを超える暴風や、総降水量800ミリメートルを超える大雨を記録したほか、台風の影響と思われる突風も各地で発生したところでございます。

農水産業の被害は、現在も調査中というところではございますけれども、写真にもございますように、園芸ハウス等の損壊、農作物の冠水・倒伏、養殖魚の死亡などが幅広く発生しているところでございます。

次に、2の被害額でございます。

23ページを御覧ください。

※29ページに訂正発言あり

被害の全容把握にはまだ時間を要する状況でございますことから、10月26日時点の暫定値でございますけれども、①の農作物等の被害では、生産物への被害のほか、農業用ハウス、畜産用施設、農業・畜産用機械の被害が多く、合計で45億円余の被害額となっております。

②の農地・農業用施設等の被害では、農地のり面崩壊や水路の埋没等が合計2,672か所で発生しており、105億円余の被害額となっているところでございます。

③の水産関係の被害では、養殖魚の死亡や流木等の漂着物、養殖施設や漁具倉庫の破損など、合計で10億円余の被害額となっており、農水産業全体の被害総額は161億円余と甚大なものとなっているところでございます。

22ページを再度御覧ください。

3の主な対応状況でございます。

(1)の農水産業者への対応といたしましては、関係機関との情報共有を強化するとともに、特にフォローアップが必要な対象者を抽出いたしまして、経営再開に向けた支援を実施しているところでございます。

(2)の農地等の復旧・漂着物への対応といたしましては、国や県の事業により復旧工事が行われる予定となっているところでございます。

(3)の国への要望につきましては、9月30日に農林水産大臣に対し、農業施設等の復旧、共済金等の早期支払い、営農を再開するための取組への支援等の要望を行ったところでございます。

なお、10月28日に台風第14号の激甚災害への指定及び適用措置を指定する政令が閣議決定され、災害復旧事業における国庫補助率のかさ上げなどが予定されているところでございます。

○大村水産政策課長 常任委員会資料の24ペー

ジを御覧ください。

漁業調査船みやざき丸の新船の竣工について御報告いたします。

1、みやざき丸についてですが、みやざき丸は本県のカツオ・マグロ漁業の振興を図るための調査・研究を行う水産試験場の漁業調査船でございます。初代みやざき丸は昭和25年に竣工しております。

今回で6代目となるみやざき丸は、漁場探索能力の向上や資源量調査の充実を目的に、令和3年6月に建造に着手し、今月下旬の竣工を予定しているところでございます。

次に、2、新船の概要ですが、建造費は約19億4,000万円、総トン数は現行みやざき丸と同じく199トンでございます。

また、資料の一番下の新船の仕様に記載してありますとおり、全長は約44メートル、航海速度は時速約24キロ、最大で連続12日間の航海が可能となっております。

2、新船の概要の(3)に戻っていただきまして、特徴としましては、カツオ・マグロを対象とした研究を強化するため、歴代のみやざき丸で初めてとなる船内研究室を備えており、環境DNA技術を活用した新たな漁場探索支援技術の開発や、資源の利用管理の高度化を図るため、これまでの沖合域でのカツオ・マグロを主体とした調査に加えて、日向灘などの沿岸域での資源調査も実施することとしております。

なお、(4)定係港ですが、新船を係留する港は、カツオ・マグロ漁業に係る調査・研究の効率化を図るため、現在の宮崎港から当該漁業の県内最大の基地でございます日南市を拠点とし、油津港に変更する予定でございます。

次に、3の竣工式の予定についてですが、12月6日に宮崎県水産会館及び宮崎港の岸壁にお

いて竣工式典と新船の披露を予定しているところでございます。

環境農林水産常任委員の皆様方にも御案内させていただきますので、ぜひ新船を御覧いただければと考えております。

○林田畜産振興課長 常任委員会資料25ページを御覧ください。

10月6日から10日にかけて鹿児島県霧島市及び南九州市で開催されました第12回全国和牛能力共進会の結果について御報告させていただきます。

今大会の特徴としまして、「和牛新時代 地域かがやく和牛力」を開催テーマに、和牛肉の新しい価値観として、「おいしさ」に着目し、肉牛の部の第7区では、これまでの肉量・肉質の評価に加えまして、牛肉のおいしさに関連するとされる「脂肪の質」を評価するための基準が新設されました。

具体的には牛肉の口どけのよさや食味性の向上に関係するオレイン酸などの一価不飽和脂肪酸の含有量が審査基準に加えられたところです。

本県代表牛の成績であります。各区において全頭が優等賞、上位の成績を収め、種牛の部では第3区「若雌の2」で高千穂町の林秋廣さんが優等賞首席を、肉牛の部では第7区「脂肪の質評価群」で優等賞首席を獲得いたしました。

このうち、肉牛の部の第7区では、最高位賞であります内閣総理大臣賞を獲得し、これにより本県は史上初となる4大会連続内閣総理大臣賞受賞という快挙を成し遂げたところでございます。

また、この第7区は、先ほど御説明しましたとおり、牛肉のおいしさに着目した出品区でありますことから、このたびの受賞により、宮崎牛はおいしさ日本一との評価を得たと考えてい

るところでございます。

5の出品団体表彰受賞県であります。これは、特別区を除く5つ以上の区に出品し、出品した全ての区で上位の優等賞を獲得した県のみ贈られるもので、今回、4県が受賞しており、本県も受賞を果たしております。

今回の成績により、改めて本県肉用牛の質の高さが証明されたところであり、今後は、この結果を関係団体と連携しながら国内外へ発信し、さらなる宮崎牛のブランド力強化へつなげてまいりたいと考えております。

○海野農産園芸課長 申し訳ございません。1点訂正させていただきます。

常任委員会資料の8ページの事業に関しまして、先ほど濱砂委員の御質問に、事業積算上の被害面積を、施設園芸作物、露地作物のいずれも300ヘクタールとお答えいたしました。正しくは、施設園芸作物は100ヘクタール、露地園芸作物が300ヘクタールの誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。

○武田委員長 執行部の説明終わりました。質疑はありませんか。

○満行委員 その他の報告事項の前にそれぞれの支援策を聞いたんですけれども、農作物等の被害の中で、農業ハウスとか、倉庫とか、畜産用施設とか、畜舎とかが被害を受けていますが、これらハード的なものに対する助成はどういう状況なんでしょう。

○小林農政企画課長 複数の課にまたがりまうので、私から部の全体的な考え方について御説明いたします。

今回は、委員の御指摘のとおり、県内各地におきまして、農業用ハウスや畜舎、水産の関連施設といったものが被災されている状況です。

一方で、こういった施設につきましては、共

済制度というものがそれぞれ準備をされてございまして、県内はある程度の加入率がございましたので、まずはそういったハード的な部分につきましては、そういった共済を活用いただき、それで対応していくと。

今回は、そういったものの対象とならない施設、あるいはソフト的な部分と申しますか、次期作支援、かかり増し経費がやはりそれぞれの農畜水、相当大変な状況でありますので、県としては、そこの部分を中心に予算措置を講じて、それぞれの経営継続を図ってまいりたいと考えておりまして、先ほど御説明したような事業メニューを組んでいるところでございます。

○満行委員 みやざき丸の新船竣工について、初めて船内研究室を備えるということなんですが、これは、県の技術職が乗って現場に行つて、という活用なんでしょうか。

○大村水産政策課長 今までのみやざき丸では、サンプル等を採取した後に試験場に持ち帰つて、分析等々をやっていたんですけれども、今般の新船につきましては、そういったことが船内で行えるような仕様にしたところでございます。研究員が乗船して行くことも想定しております。

○満行委員 もう一つ、日南市のどこを拠点と考えていらっしゃるのでしょうか。

○大村水産政策課長 油津港を考えております。

○武田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって農政水産部の審査を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後3時11分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決いたします。

議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時12分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を閉会いたします。

午後3時13分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 武 田 浩 一